

入札説明書 新旧対照表

No	頁	章	節	項	項目名等	修正前(令和5年1月4日時点)	修正後(令和5年1月5日)
1	16	4	1	(3)	敷地条件	※1 用途地域の制限を超える提案については、静岡市建築審査会の審議事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※2 風致地区の制限を超える提案については、風致審議会の報告事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※3 建ぺい率については、都市公園法の規定に基づき制約を受けるが、本事業の実施に伴い、特に必要がある場合は、静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定している。改正は令和5年6月市議会の議決に基づき行う予定。	※1 用途地域の制限を超える提案については、静岡市建築審査会の審議事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※2 風致地区の制限を超える提案については、風致審議会の報告事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※3 建ぺい率については、都市公園法の規定に基づき制約を受けるが、本事業の実施に伴い、特に必要がある場合は、静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定している。改正は令和5年6月市議会の議決に基づき行う予定。 注)用途地域※1、風致地区※2 の制限を超える提案をする場合、市各課の対応した職員名を記載した議事録を提案書に添付すること。
2	16	4	2		整備施設の概要	各事業の整備施設の概要は以下のとおりである。詳細については、要求水準書(案)を参照すること。	各事業の整備施設の概要は以下のとおりである。詳細については、要求水準書を参照すること。

要求水準書 新旧対照表

No	頁	章	節	項	項目名等	修正前(令和5年1月4日時点)	修正後(令和5年1月5日)
1	15	2	1	(3)	計画地条件 ●法規制に係る条件	※1 用途地域の制限を超える提案については、静岡市建築審査会の審議事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※2 風致地区の制限を超える提案については、風致審議会の報告事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※3 建ぺい率については、都市公園法の規定に基づき制約を受けるが、本事業の実施に伴い、特に必要がある場合は、静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定している。改正は令和5年6月市議会の議決に基づき行う予定。	※1 用途地域の制限を超える提案については、静岡市建築審査会の審議事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※2 風致地区の制限を超える提案については、風致審議会の報告事項であるため、事業提案書の提出前に市と事前に協議すること。 ※3 建ぺい率については、都市公園法の規定に基づき制約を受けるが、本事業の実施に伴い、特に必要がある場合は、静岡市都市公園条例の改正による建ぺい率の緩和を予定している。改正は令和5年6月市議会の議決に基づき行う予定。 注)用途地域※1、風致地区※2 の制限を超える提案をする場合、市各課の対応した職員名を記載した議事録を提案書に添付すること。

様式集 新旧対照表

No	頁	章	節	項	項目名等	修正前(令和5年1月4日時点)	修正後(令和5年1月5日)
1	3	2	1	ア)	基本事項	・提出書類の作成にあたっては、入札説明書、本様式集に記載された指示に従って記入し、提出書類を提出すること。 ・提出書類の記入にあたっては、明確かつ具体的に記入すること。 ・提案内容が規制緩和等の一定の条件を満たす場合のみ実施することを予定する場合や、確実性が担保できない場合は、当該の提案の様式にその旨を明記した上で規制緩和等の特段の条件なく実施できる代替案をあわせて提案すること。 〈略〉	・提出書類の作成にあたっては、入札説明書、本様式集に記載された指示に従って記入し、提出書類を提出すること。 ・提出書類の記入にあたっては、明確かつ具体的に記入すること。 ・提案内容が規制緩和等の一定の条件を満たす場合のみ実施することを予定する場合や、確実性が担保できない場合は、当該の提案の様式にその旨を明記した上で規制緩和等の特段の条件なく実施できる代替案をあわせて提案することができる。 〈略〉